

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十六日

奈良県知事 山 下 真

奈良県規則第二十三号

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則の一部を改正する規則

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「年度の」の下に「翌々年度の」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。